

## 地域包括支援センターの今後の在り方について

### 1 現状分析

#### (1) 現状

ア 市内に3つの地域包括支援センター（市地域包括支援センター、社協地域包括支援センター及び東部地域包括支援センター）を設置している。

イ 地域包括支援センターは、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務を実施している。

ウ 地域で安心して生活できるように市民相談の最も身近な場所として、高齢介護課内に地域包括支援センターを設置し運営している。

#### (2) 新たな整備状況

令和3年4月には社協地域包括支援センターの出張所として、市営宮下住宅建て替えに伴い、敷地内に開設する予定である。

### 2 新たな課題

(1) 団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて、地域包括ケアシステムの深化及び推進のため市民相談窓口の最前線である地域包括支援センターの更なる充実が必要である。

(2) 平成30年度の介護保険法改正により居宅介護支援事業所に平成30年4月から主任介護支援専門員の配置が必要となり、経過措置により遅くとも令和3年4月には配置しなければならない。

### 3 課題に対する考え方

#### (1) 市地域包括支援センターの機能継続

市の地域包括支援センターは位置的に相談業務が多く、総合相談窓口の必要性、高齢者虐待、徘徊等の重要案件に早急に対応するため、市の業務として継続していくことが必要と考える。

#### (2) 地域包括支援センター業務の整理

窓口業務の充実、早期対応が必要な権利擁護業務、他の地域包括支援センターとの調整及び支援等それぞれの地域包括支援センターが行うべき業務を整理し、市民の身近な場所で見守り体制の強化を図ることが必要である。

### 4 委託による事業の再編

- (1) 市地域包括支援センターを廃止し、高齢介護課内の地域支援係に総合相談支援業務及び権利擁護業務の機能を持たせるとともに、他の地域包括支援センターとの調整業務及び支援業務を行う。
- (2) 大浜地区及び棚尾地区を担当とする地域包括支援センターを民間に委託し、事業所を設置する。
- (3) 東部地域包括支援センターの担当地区を棚尾地区及び旭地区から中央地区及び旭地区へ変更する。

## 5 新設等による効果

- (1) 高齢介護課の地域支援係にて総合相談窓口を引き続き行うことにより、介護認定等の相談の際にも状況確認ができ、市民サービスの向上につながる。
- (2) 権利擁護業務については早期の対応及び連携した対応が必要となり、高齢介護課の地域支援係が初期対応を担うことにより連絡調整の一元化が図れ、対応の迅速化につながる。
- (3) 市民からの相談が市内 3 つの地域包括支援センターと 1 つの出張所及び高齢介護課の 5 か所で行えることになり、市民の利便性が向上する。
- (4) 大浜地区及び棚尾地区を担当する地域包括支援センターを設置することにより、訪問等のサービスが市民に近いところで対応できる。
- (5) 地域支援係に基幹的な機能を持たせることにより、他の地域包括支援センターとの連絡調整を密にし、様々な地域包括支援センターからの相談に応じることができ、困難事例への協力体制及び業務遂行の向上を図ることができる。

## 6 高齢者人口等の状況

### (1) 変更前

| 施 設          | 担当地区 | 高齢者人口              |         |                    |         |
|--------------|------|--------------------|---------|--------------------|---------|
|              |      | 平成 31 年 3 月 31 日時点 |         | 平成 30 年 3 月 31 日時点 |         |
| 市地域包括支援センター  | 中央   | 2,371 人            | 6,036 人 | 2,329 人            | 6,027 人 |
|              | 大浜   | 3,665 人            |         | 3,698 人            |         |
| 社協地域包括支援センター | 新川   | 3,720 人            | 5,881 人 | 3,709 人            | 5,862 人 |
|              | 西端   | 2,161 人            |         | 2,153 人            |         |
| 東部地域包括支援センター | 旭    | 3,594 人            | 5,075 人 | 3,529 人            | 5,000 人 |
|              | 棚尾   | 1,481 人            |         | 1,471 人            |         |

(2) 変更後

| 施 設                 | 担当地区 | 高齢者人口              |         |                    |         |
|---------------------|------|--------------------|---------|--------------------|---------|
|                     |      | 平成 31 年 3 月 31 日時点 |         | 平成 30 年 3 月 31 日時点 |         |
| 南部地域包括支援センター<br>(仮) | 大浜   | 3,665 人            | 5,146 人 | 3,698 人            | 5,169 人 |
|                     | 棚尾   | 1,481 人            |         | 1,471 人            |         |
| 社協地域包括支援センター        | 新川   | 3,720 人            | 5,881 人 | 3,709 人            | 5,862 人 |
|                     | 西端   | 2,161 人            |         | 2,153 人            |         |
| 東部地域包括支援センター        | 旭    | 3,594 人            | 5,965 人 | 3,529 人            | 5,858 人 |
|                     | 中央   | 2,371 人            |         | 2,329 人            |         |

7 (仮) 碧南南部地域包括支援センターの運営について

(1) 運営委託法人

社会福祉法人碧晴会

(2) 建設予定地

碧南市弥生町 1 丁目

(3) 開設予定年月日

令和 3 年 4 月 1 日